

求職者等に対するセクシャルハラスメント防止のための基本方針

はじめに

丸亀産業株式会社では、求職者等対して真摯に対応し、品質の高い採用活動により、良好な関係が築けるよう日々取組んでおります。

一方で、当社従業員による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が害される行為を防止するため、「求職者等に対するセクシャルハラスメント防止のための基本方針」を以下のとおり策定しました。

1. 求職者等に対するセクシャルハラスメントの定義

採用選考、面談、説明会、OB・OG 訪問、インターンシップ等の場面において、求職者等の意に反して行われる性的な言動その他不適切な言動により、求職者等の就職活動環境を害する行為を言う。

2. 求職者等に対するセクシャルハラスメントに該当する行為

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- 容姿・身体への言及、身体への不必要な接触
- 交際状況・結婚・出産等に関する質問
- デート・食事等への執拗な誘い
- 内定・評価を示唆した私的関係の要求
- SNS・個人連絡先の交換を求める行為、深夜の連絡、1 対 1 の会食等

3. 求職者等の定義

本方針における「求職者等」とは、以下に該当するものを言います。

正社員・契約社員・パート等への応募者。学生（大学・短大・専門学校・高校等）。インターンシップ参加者。説明会・会社見学の参加者。OB・OG 訪問の参加者。転職希望者・紹介会社経由の候補者。その他、当社の採用活動に関わる全ての者。

4. 求職者等に対するセクシャルハラスメントへの対応姿勢

当社では求職者等を守るため、求職者等に対するセクシャルハラスメントと判断した場合は、求職者等への配慮として、行為者との接触遮断、担当者変更等の措置を講じます。また、行為者に対しては、必要に応じて指導、配置転換、懲戒等の措置を行います。

5. 当社における取組み

- 求職者等に対するセクシャルハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- 求職者等に対するセクシャルハラスメントを防止するため、「面接・面談」のルールを定めます。
- 求職者等に対するセクシャルハラスメントに関する知識、対応について従業員向け教育を行います。
- 求職者等に対するセクシャルハラスメントの被害にあった求職者等のケアに努めます。

以上